

## 1 本校の教育方針

本校の歴史は、慶応義塾の福沢諭吉先生の支援を受け、神戸港の貿易の発展を担う人材育成を目的として、明治11(1878)年1月に開学した神戸商業講習所に始まる。現在は、商業科(学年5クラス)及び、昭和61(1986)年4月に設置した情報科と会計科(学年各1クラス)により専門性の深化を図っている。

「自主・創造・感謝」を校訓に、教育基本法の本質に基づき、学校教育法の趣旨に則り、国及び社会に有為な産業人を育成するとともに、文化の創造と発展に貢献する資質を養い、「こころ豊かで自立する人づくり」に努めている。

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」は、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと捉える。（兵庫県いじめ防止基本方針より）

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」を保護者・地域住民と共に取り組み、全校生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめを許さない学校づくりを推進する。また、いじめ防止の状況等の変化に対応するため、必要な改善を進めていく。

## 3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

### (1) 組織的な対応の徹底

特定の教職員が問題を抱え込むことがないように、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成されるいじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。また、学校だけでは困難な事案について、キャンパスカウンセラー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

**別紙1** 校内指導體制

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

**別紙2** 組織的対応

### (2) いじめ未然防止及び教職員の対応能力の向上

教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙3 チェックリスト

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図る。

#### 別紙4 年間指導計画

### (3) ネットいじめへの対応の充実

スマートフォン等によるネットいじめの増加に対応するため、情報モラル教育の充実を推進する。また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深め、インターネットやスマートフォンなどの使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行することの理解を求める。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

いじめは、学校現場において日々起こる可能性があり、最悪の場合には生徒の自殺という極めて重大な事態をも引き起こす場合があることを肝に銘じて日常の指導にあたる。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、校務運営委員会のメンバーや関係職員からなる「いじめ対応チーム」を設置して対応する。この緊急対策会議には、必要に応じ外部の専門家等を加えるものとする。

#### ア 関係する保護者への対応

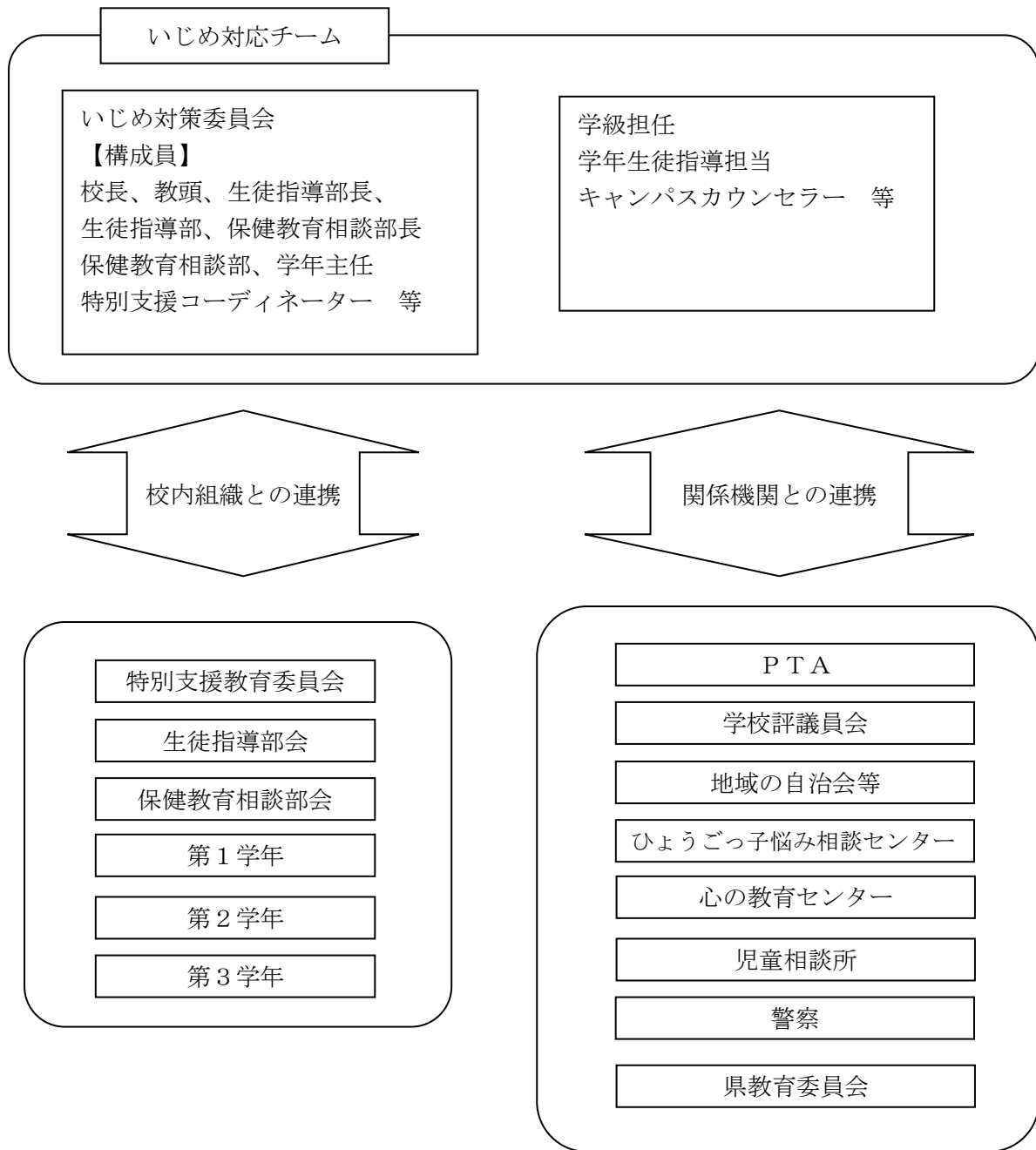
学校は、アンケート等により当該重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行ない（いじめ防止対策推進法第28条1項）、その結果を被害生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供する（同法第28条2項）。関係する保護者の心情に十分寄り添った適切な対応を心がけるようにする。

#### イ 一般の保護者への対応

事案によっては、学年または全校のすべての保護者に対して説明する必要性の有無を判断し、必要であれば当事者の同意を得た上で、説明文書を配布する、あるいは、緊急保護者会を開催する。

#### ウ 調査組織への対応

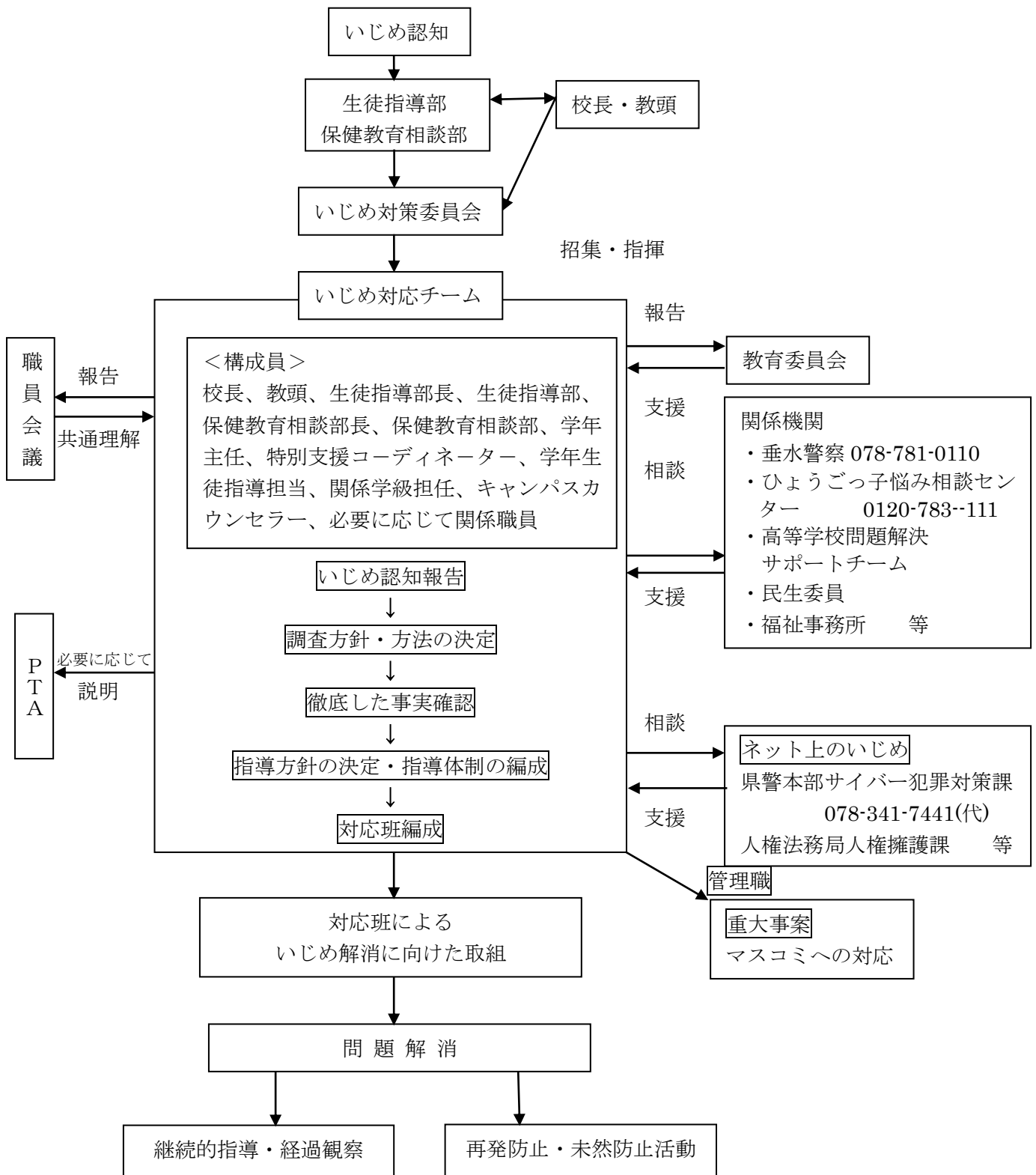
事案によっては、県教育委員会が設置する重大事案調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。



※いじめ対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

※いじめ問題発生時に「いじめ対応チーム」を召集



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き、確認する。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。
- 県教育委員会とは常に連絡取り、助言・指導を受ける。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	いじめ対策委員会①	いじめ対策委員会②	いじめ対策委員会③	いじめ対策委員会④	教育相談研修会	いじめ対策委員会⑤
	年間指導計画立案 人権教育推進委員会	保護者会における 保護者向け啓発活動 ※4		カウンセリングマ インド研修会①		人権教育推進委員会
		職員研修会①※2		職員研修会②※5		
未然防止へ向けた取組	いじめの未然防止に関する職員研修会	あいさつ運動①	あいさつ運動②	あいさつ運動③		あいさつ運動④
	学級づくり			生徒指導部長講話①	学校評議員会①	
	1年生オリエンテーション			「命の授業」 心の教育（いじめ防止）LHR①		
	いじめ防止（サイバー関係）講演会					
向けた取組 早期発見へ	教育相談①	教育相談②	教育相談③	教育相談④		教育相談⑤
	個別面談週間	いじめアンケート① ※3	いじめアンケート結果報告①	個別面談（保護者）①		いじめアンケート②
	中学訪問による情報収集					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	いじめ対策委員会⑥	いじめ対策委員会⑦	いじめ対策委員会⑧	いじめ対策委員会⑨	いじめ対策委員会⑩	いじめ対策委員会⑪
			カウンセリングマ インド研修会②	人権教育推進委員会		今年度の反省と次年度の課題  職員研修会④
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動⑤	あいさつ運動⑥	あいさつ運動⑦	あいさつ運動⑧	あいさつ運動⑨	あいさつ運動⑩
			生徒指導部長講話②		学校評議員会②	生徒指導部長講話③
向けた取組 早期発見へ	教育相談⑥	教育相談⑦	教育相談⑧	教育相談⑨	教育相談⑩	
		いじめ実態アンケート結果報告②	いじめアンケート③	いじめアンケート結果報告③		
			個別面談（保護者）②			

- ※1 緊急対応会議：事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。
- ※2 職員研修会①：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※3 いじめアンケート：いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回実施する。
- ※4 保護者会における保護者向け啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。
- ※5 職員研修会②：外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。